

## 不登校児童生徒支援施設事業費補助金 Q&A

令和5年6月30日現在

番号	分類	質問	回答
1	申請	学校の課業時間外（午後5時以降）に開設するのですが、補助金の対象となりますか。	対象外となります。午前8時から午後5時の間で4時間以上支援を行っていることが条件となります。
2	申請	申請期限はありますか。	補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までの日であって、事業の着手予定日の前日（着手予定日が4月1日の場合は、4月1日）です。
3	申請	補助金の概算払は可能ですか。	交付決定額の最大9割まで可能です。ただし、実績報告により算出された交付確定額が、概算払により既に交付した額を下回った場合には、交付確定額を超える金額をつくば市に返還しなければなりません。
4	申請	開業届の提出は必要ですか。	個人の場合は提出をお願いします。
5	申請	施設を所有することは必須ですか。	必須ではありません。いつでも利用ができる施設が準備いただければ申請可能です。
6	申請	3つの計算方法で、一番少ない額で計算すると補助金交付が0円になります。補助金の対象外ということでしょうか。	対象外になります。

## 不登校児童生徒支援施設事業費補助金 Q&A

令和5年6月30日現在

番号	分類	質問	回答
7	対象経費	対象経費のうち、市外在住の児童生徒分を案分する必要はあるか。	案分する必要があります。年間対象経費×（つくば市在住者の延べ利用児童生徒数÷全体の延べ利用児童生徒数）で計算してください。
8	対象経費	対象経費には何が含まれますか。	人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費が含まれます。
9	開所日数	不定期利用の施設ですが、開所日数はどのように判断すれば良いですか。	最大で月曜日から金曜日までの週5日となります。パンフレットや出席状況報告書等を確認し、判断します。
10	開所日数	施設としての活動状況報告は必要ですか。	不要です。ただし、毎月「出席状況報告書（様式第3号）」を利用者が在籍する学校長に、「施設利用状況報告書（様式第4号）」を学び推進課に提出することが必要です。
11	開所日数	土曜日を含めて週3日しているのですが、土曜日は補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。
12	利用者数	家庭訪問により支援を受けている場合、利用者数に含みますか。	施設に利用登録をしている場合は、利用者数に含めることができますが、登録をしていない場合は含めることはできません。
13	対象経費	カウンセラー等配置加算が適用されるのは、どのような場合ですか。	カウンセラー等を直接雇用した場合は給与及び社会保険料に、個人又は団体に依頼した場合は謝礼に適用されます。

## 不登校児童生徒支援施設事業費補助金 Q&A

令和5年6月30日現在

番号	分類	質問	回答
14	対象経費	心理カウンセラー等にはどのような資格が含まれますか。	公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、認定心理士、認定カウンセラーその他これらに類する資格等が含まれます。
15	対象経費	教員免許状所有者配置加算は、教員として小中学校での勤務経験がなくても加算の対象となりますか。	対象となります。
16	対象経費	教員免許は保有していませんが、不登校児童生徒の支援経験がある者は、資格所有加算の対象となりますか。	なりません。
17	対象経費	施設賃借料加算は、賃貸借契約書の写しのほかに、領収書の提出も必要ですか。	領収書は不要です。契約書に月額賃借料の記載があれば問題ありません。
18	対象経費	施設賃借料加算に、光熱水費は含まれますか。	含まれません。光熱水費は基本分の対象経費になります。
19	対象経費	塾も運営しており、職員は兼務しています。必要経費の算出はどのように行いますか。	人件費等の経費は、勤務時間により案分します。勤務時間の分かる書類を提出してください。
20	利用料収入	利用料収入とは何ですか。	保護者から徴収した対象施設の利用料、入会金及び体験活動に要した費用です。
21	利用料収入	体験活動に要した費用には、不登校児童生徒支援施設が保護者から入場料などを集金し、支援施設に支払った費用も含まれますか。	会計上収入及び支出として計上している場合は、利用料収入及び対象経費に含めてください。計上していない場合は、含めないでください。

## 不登校児童生徒支援施設事業費補助金 Q&A

令和5年6月30日現在

番号	分類	質問	回答
22	学校との連携	不定期利用の施設も、学校との連携は必要ですか。	必要です。児童生徒ごとに「出席状況報告書（様式第3号）」を作成し、利用者の在籍する学校に提出してください。
23	学校との連携	「出席状況報告書（様式第3号）」を学び推進課に提出する以外、どのように学校と連携を行うべきでしょうか。	利用者について気になることや共有すべき内容等があれば、電話やメール等により学校と連絡を取ることが必要です。
24	学校との連携	今までは学校と連携していませんでしたが、これから連携を図っていく予定です。補助金を申請しても良いでしょうか。	申請可能です。
25	その他	他の団体等からの施設補助も受給することは可能ですか。	他の団体等が重複した補助金の受給が可であれば、つくば市の補助金を受給することも可能です。
26	その他	つくば市内に設置された、とは何をもって決定されますか。施設は持たない場合でもつくば市内で活動していれば良いのですか。	法人の定款や開業届出書、施設のパンフレット、活動状況等を確認の上、判断します。
27	その他	「市税に滞納がないこと」の要件である「市税」とは、具体的に何を指していますか。	個人の場合は、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税を指します。 法人の場合は、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・県民税（特別徴収分）、法人市民税を指します。
28	その他	「市税の滞納がないこと」はどのように確認すれば良いのですか。	市役所納税課又は各窓口センターで「滞納がないことの証明」を取得し、申請書とともに提出してください。